流行初期医療確保措置に係る事務の委託契約

別紙２

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第36条の９第２項の規定に基づき、●●県（以下「甲」という。）と●●県国民健康保険団体連合会（以下「乙」という。）との間に、次のとおり契約を締結する。

（委託業務）

第１条 甲は、流行初期医療確保措置（法第36条の9第1項の規定する流行初期医療確保措置をいう。以下同じ。）に係る事務を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（流行初期医療確保を実施するための実施体制整備）

第２条　乙は、甲との委託事務を実施するために必要な体制を整備する。

２　乙は、法第36条の25第2項の規定に基づき、流行初期医療確保措置関係業務を行うに当たって、国民健康保険の保険者及び後期高齢者医療広域連合（以下「国保保険者等」という。）からの流行初期医療確保拠出金等の徴収等に係る事務を、公益社団法人国民健康保険中央会（以下「国保中央会」という。）とともに社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）から受託する。

（対象医療機関の通知）

第３条　甲は、法第36条の９第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われた日の属する月から感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成10年政令第420号。以下「施行令」という。）第９条の２に規定する厚生労働大臣が定める期間が経過する日の属する月までの期間（以下「有事」という。）において、対象医療機関が医療協定等措置（法第36条の９第１項に規定する医療協定等措置をいう。以下同じ。）を講じたと認められる日の属する月の翌月の10日までに、支払基金に対し対象医療機関（法第36条の９第１項に規定する対象医療機関をいう。以下同じ。）の情報（都道府県、点数表、医療機関コード及び保険医療機関名称等）を通知する。

２　乙は、前条第2項の委託において支払基金及び国保中央会を通じて、同通知を受領する。

（流行初期医療の確保に要する費用の額の計算）

第４条　乙は、前条第２項の通知を受けた場合、法第36条の10並びに施行令第９条の３及び第９条の４の規定により、流行初期医療確保に要する費用の額を計算する。

（対象医療機関への流行初期医療の確保に要する費用の支給）

第５条　乙は、流行初期医療の確保に要する費用（第２条第２項の委託に基づき乙が国保保険者等から徴収する流行初期医療確保措置拠出金に相当する額に限る。）を対象医療機関に支給する。

２　乙は、前項の規定に基づき支給する額その他必要な事項を、対象医療機関に対して通知するものとする。

（都道府県事務費の支払い）

第６条　甲は、法第36条の11の規定により、流行初期医療確保措置に関する事務の執行に要する費用（以下「都道府県事務費」という。）として、次項第一号に係る経費を国保中央会に対して、同項第二号に係る経費を乙に対して支払う。（同項第三号に係る経費については、有事に別途協議の上定める。）

２　前項の都道府県事務費の額は、次の各号の額とする。

一　毎年度国保中央会から提示する運用経費の額に、当該年度の10月１日時点における医療協定等措置をその内容に含む法第36条の2第1項の規定による通知を受けた甲に所在する医療機関又は医療協定等措置をその内容に含む医療措置協定（法第36条の３第１項に規定する「医療措置協定」をいう。）を締結した甲に所在する医療機関の数を、同時点における全都道府県の当該数の総数で除した数を乗じた額

二　対象医療機関が医療協定等措置を講じたと認められる日の属する月ごとに必要となった有事の運用経費の額に、同月における甲に所在する対象医療機関数を、同月における全都道府県の対象医療機関数で除した数を乗じた額の合計額

三　前号に掲げる運用経費以外に有事に必要となった諸経費の額

３　乙及び国保中央会は、原則、毎年度１月31日（前項第二号に係る経費については3月10日とし、同項第三号に係る経費については、有事に別途協議の上定める日。）までに都道府県事務費の額、納付方法及び納付すべき期限その他必要な事項を、甲に対して通知するものとする。

４　甲は、第１項の都道府県事務費を、原則、毎年度３月20日（第2項第三号に係る経費については、有事に別途協議の上定める日。）までに納付する。

（委託期間）

第７条 この契約の委託期間は、令和６年４月１日から令和７年３月31日までとする。ただし、この契約の有効期間の終了1月前までに、契約当事者のいずれか一方より何等の意思表示をしないときは、終期の翌日において向こう1か年間契約の更新をしたものとみなす。

（契約保証金）

第８条 甲は、乙の契約保証金については、免除する。

（報告の聴取等）

第９条 甲は乙に対し、法第36条の37第１項の規定に基づき必要があると認めるときに、業

務又は財産の状況に関する報告を徴し、又は当該職員に実地にその状況を検査させることができる。

（契約の解除）

第１０条 この契約において、当事者のいずれか一方がこの契約による義務を履行しないため、その業務の遂行に著しい支障を来し、又は来すおそれがあると認めるときは、対応する相手方は、１か月間の予告期間をもって、この契約を解除することができるものとする。

（業務の遂行）

第１１条 乙は、天災その他やむを得ない理由により、委託業務の遂行が困難となったときは、速やかにその旨を申し出るものとする。

（疑義等の解決）

第１２条 この契約に定める事項に疑義を生じた場合、又はこの契約に定めのない事項について

は、甲、乙協議のうえ、決定する。

この契約の成立を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その１通を所持する。

令和６年●月●日

甲 ●●県

代表者 ●●県知事《 名 前 》

乙 《 住 所 》

●●県国民健康保険団体連合会

代表者 理 事 長《 名 前 》